

門真市社会福祉法人指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査により、法人運営が社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）その他関係法令等に基づき適正に行われているかを明らかにするとともに、必要な助言、指導、是正等の措置をとることにより、適正な法人運営の確保を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 指導監査は、前条の目的を達成するため、法人の運営が自主的かつ自律的に行われることに配慮しつつ、必要に応じて調査、指導及び助言を行うものとする。

(対象)

第3条 指導監査の対象は、主たる事務所が本市の区域内にある法人（その行う事業が本市の区域を越えないものに限る。）とする。

(指導監査事項)

第4条 法人に関する指導監査事項は、次のとおりとする。

- (1) 組織運営に関する事項
- (2) 事業経営に関する事項
- (3) 会計管理に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法人の運営に関し必要と認める事項

(実施方針)

第5条 指導監査の実施方針は、国、大阪府等の実施方針等を考慮し、別途策定するものとする。

(現況の報告)

第6条 現況の報告は、毎年6月末までに、法人に対し、本市が指定する書面等により求めるものとする。

(指導監査の区分及び実施時期)

第7条 指導監査は、一般監査及び特別監査に区分し、その実施時期は次に定めるとおりとする。

- (1) 一般監査は、原則として全ての法人に対し、定期的実施するものとする。
- (2) 特別監査は、次に掲げる場合に実施するものとする。
 - ア 正当な理由がなく一般監査を拒否したとき。
 - イ 法人の運営に重大な問題があるとき。
 - ウ 度重なる一般監査による指導にもかかわらず是正又は改善が行われないとき。
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、特に必要と認めるとき。

(実施方法)

第8条 一般監査は、次の方法により実施するものとする。

- (1) 原則として実施の日の概ね3週間前までに指導監査を実施する法人に対し、実施の日時その他の必要な事項を文書により通知するものとする。
 - (2) 一般監査は、法人の事務所等において実施するものとする。
 - (3) 現況の報告等の関係書類をもとに、法人の運営等について、関係者から事情を聴取するほか、必要に応じ関係施設、設備及び帳簿書類等を、実地に確認することにより行うものとする。
- 2 特別監査は、実施の都度、その方法を定めるものとする。
 - 3 指導監査の実施に当たり、現況の報告以外に、法人に対し事前に資料の提出を求めることができる。
 - 4 前3項の規定にかかわらず、関係法令等に基づき随時、指導監査を実施することができる。

(庁内連携)

第9条 指導監査の円滑な実施とその実効を期するため、庁内連携を図り、必要に応じて関係職員を同行させる等の協力を行うものとする。

(講評)

第10条 指導監査の講評は、指導監査の終了後、法人の関係者に対して行うものとする。

(指導監査結果の通知)

第11条 指導監査の結果は、報告書を作成し、当該法人に対し文書により通知するものとする。

(指導監査後の措置)

第12条 指導監査の実施により、法人に対し文書により是正又は改善を指示した事項については期限を付して、その是正又は改善状況の文書による報告を求めるものとする。

2 前項の報告に基づき継続して運営指導を行う必要がある事項がある場合は、これを行うものとする。

(関係行政機関との連携)

第13条 指導監査の実施及び指導監査後の措置については、必要に応じて関係行政機関と連携を図り実施するものとする。

(細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月21日から施行し、同年4月1日から適用する。